

◆報告第18号 専決処分 R2年度(2020年度)補正予算の承認を求める件

無所属の中西智子です。

「報告第18号 専決処分 R2年度(2020年度)補正予算の承認を求める件」について質問いたします。

この専決処分は2020年5月15日付で、オンライン学習の環境整備に必要な経費5,073万6千円を追加補正されたものです。

そのときの市の説明では、6月中旬から全校でオンライン授業を実施する、という内容でした。わずか1か月程度で、zoomによる授業環境が整うのだろうかという懸念や、公教育での取り組みであるため、とくに公平な環境下で進められるべきであるという要望も申し上げてきたところです。

ところが、5月27日(水)の午後3時過ぎに、市教育委員会から連絡があり、2時にプレス発表を行ったという報告のなかで、市内の公立中学3年生が翌日の28日(木)からオンライン授業を開始する、ということを知りました。

「受験生である中学3年生の学習機会を早急に確保するため、他学年に先駆けて実施する」、という理由でした。早く授業をおこないたいという思いが全く理解できないわけではありません。また登校が叶わない場合に、在宅で双方向のオンライン授業を実施するということについて、私は一方通行の動画配信よりは有意義に活用できる要素があると考えています。

そこで、あらためて、オンライン授業について、いくつか確認させていただきます。

1点目に、オンライン学習環境の整備について質問します。

専決処分された日の教育委員会の説明では、保護者におこなったインターネット環境のアンケート調査結果について、全小中学校8,705世帯のうち、回答

数が7,697件とのことでした。そのうちインターネット環境が無いという回答が314件。インターネット環境はあるが、光ファイバー等の使い放題ではない環境にある、というのが1115件ありました。合わせて1429件には、環境整備が必要となりますが、これ以外に無回答が1009件ありました。

さて28日からオンライン授業を開始した中学3年生は、5月1日現在1154人ですが、そのうち、貸し出した機器についてはタブレット端末が466台、モバイルルーターは136台とのことでした。

次に、児童・生徒の家庭でのモバイル環境についてですが、各家庭の通信速度は、箕面市はばらばらのようです。また幹線の電線に何件の家が加入しているのかなど、大元の線との距離などで速度が変わってしまうと思います。モバイルルーターは一律に同じものを貸与されると思われそうですが、不安定な環境にあるかどうかなど、各家庭のモバイル環境について市教委や学校はどのように把握されているのでしょうか。例えば各家庭の通信速度のチェックなどは行われたのでしょうか。

また、オンラインホームルームの実施状況はいかがだったのでしょうか。これは任意での参加であると聞いていますが、参加しなかった生徒の状況や、参加して不具合が見つかるなど、試行で見えてきた課題や改善策とあわせて説明を求めます。

また、タブレットやルーターなど、オンライン授業開始の前日に貸与されたケースがあるようですが、その場合は、ほぼぶっつけ本番となります。もう少し時間をかけて、課題の有無や解決策を検証してからでも良かったのではないかと考えます。たとえば動画の映り具合が安定しない場合など、対策が図れるかもしれません。

またたとえばiPhoneを使用する子どもと、パソコンを使用する子どもでは、教材資料の見え方にも差が出てしまいます。

あるいは、保護者が在宅して分らないことやトラブルに対処できる家庭と、親が不在であり、パソコンの調子もよくないという環境とでは、格差が広がります。さらに子どものオンライン学習については、親のパソコンスキルにも左右されることがあると、一般的に指摘されています。市は、これらのような課題

について、どのように検討されたのでしょうか。公教育にふさわしい授業形態を求める観点で、見解をもとめます。

なお端末・オンライン環境の準備について、5月8日付で市教育委員会からの保護者向けメール「オンライン授業実施に向けた端末およびネットワーク環境の整備についてのお願い」が配信されました。これは、私たち市議会にも情報提供されていたものです。それには6月1日からのオンライン授業の実施に向けて、端末と通信環境の整備を保護者に求める内容が記されていました。そして、その整備については「お近くの家電量販店や電気通信事業者（携帯会社等）にご相談ください。」とありました。この文書には、さすがに驚きました。公教育において、多額の出費を保護者に求めることもさることながら、市教育委員会が全面的に責任を持って推進するはずの事業であるにも関わらず、保護者と民間事業者に丸投げする対応に、啞然としました。しかし、この文書はしばらくして、オンライン上から削除されました。いつ、だれの指示で、どのような理由によって削除したのでしょうか。ご答弁を求めます。そして削除したことについて、保護者のみなさんには、どのような説明がなされたのでしょうか。お答えください。

また通信機器の無償貸与については今年度限りの予定であるとのことですが、この件については、また改めて議論したいと考えておりますが、この場では、今年度購入した機器約1,000台を、来年度はどのように活用される予定なのか、お伺いします。

〈答弁〉

答 弁 者 副教育長

ただいまの中西議員さんのご質問に対しまして、ご答弁いたします。

まず、1点目の「オンライン学習環境の整備についてのお尋ねのうち、「各家庭のネットワーク環境の把握について」ですが、各家庭に対するネットワーク環境のアンケートを実施し、その結果を基に、現在、無償貸与するモバイルルーターやタブレット端末の調達整備を実施しています。

実際にオンライン授業を受けて、ネットワーク環境が十分でないことが判明した場合には、必要に応じてモバイルルーターなどを貸出しするとともに、場合によっては、必要な感染症対策を施した上で、登校して授業を受けるなどの対策を取っていきます。

次に「オンラインホームルームの実施状況について」ですが、オンラインホームルームは、オンライン授業の実施に向け、学校側の通信の負荷状況の確認や家庭環境で円滑な接続ができるか等の課題を確認するため実施しました。

分散登校で新学年になったにもかかわらず、学級全員が集合できず全学年9名程度のグループでの接点しかなかった状況下では、オンラインホームルームは教員や子どもたち同士がつながる貴重な場となりました。

また、端末やネットワーク環境が整っていない家庭の児童生徒については、オンラインホームルームに参加できないことから、担任からの電話連絡によって疎外感を生まないように配慮を行いました。

課題としては、試験運用の期間でもあり、教員や児童生徒がZoomに上手く接続できなかったり、まだ操作に慣れていないことや、小学校低学年では保護者がいないと一人では操作がすぐには難しいなどが挙げられますが、オンラインホームルームの実施は、端末を初めて使用するような児童、またその保護者にとって、オンライン授業に向けた準備期間としての役割を果たしているものと考えています。

また、ネットワーク環境の差が教育の格差の拡大につながるのご指摘ですが、児童生徒が家庭で自主学習を続けざるを得ない状況がある中、自身の力で学習を進めることのできる児童生徒や、塾のオンライン授業を受講したり、保護者などからの学習支援を受けてしっかり学習習慣を身につけている児童生徒が多くいる一方で、ひとりでは学習が進まない児童生徒も一定数おり、すでに学習内容の定着に大きな差が生じていることが危惧されます。公教育の責任として、一刻の猶予もなく、できうる限りの手段を活用して児童生徒の学習活動を保障していくことが必要であると考えています。

双方向型のオンライン授業の実施は、格差を是正するために必要な手段であり、早急に家庭のオンライン授業の実施環境を整えるとともに、オンライン授業が受けられない理由は様々であると考えられることから、そのような児童生徒には、登校して学校のネットワーク環境を活用することや教員が個別支援を行うなど、今後と

も児童生徒の一人一人の事情に応じた対応を進めていきます。

次に、5月8日付の「オンライン授業実施に向けた端末およびネットワーク環境の整備についてのお願い」の通知文を掲載した意図についてですが、オンライン授業の早期の実施を目指していること、そのためにご家庭での端末とモバイルルーターなどネットワーク環境の整備が必要であること、端末とネットワーク環境整備が難しいご家庭については、端末等の貸し出しを検討していることを保護者にお知らせする目的でホームページに掲載しました。

その後、4月には調達が困難な状況であった貸し出し用モバイルルーターについて、5月12日の時点で、急遽、調達可能な方向性が見えてきたことから、保護者の不安の声があがっていたことも踏まえて、ホームページに掲載していた5月8付の通知文を取り下げ、「現在、モバイルルーターの調達に向けて業者と調整しているところであり、いましばらくお待ちください」と掲載し直したものです。

この点について、端末等を貸出することを十分にお伝えできず、保護者の皆様に不安を与えてしまい、真摯に反省しております。

次に、今年度整備した1,000台のモバイルルーターの来年度の活用方法についてですが、必要に応じて、通信環境に支障が生じるなどの非常時の個別対応や災害時への活用などについて検討しています。

2点目に、中学3年生への前倒し開始のプロセスと課題について伺います。

予定を前倒しして5月28日からオンライン事業を開始することについて、どのようなプロセスで決定されたのでしょうか。子どもや保護者には、いつ、どのように伝えたのでしょうか。

また保護者からは戸惑いの声が上がっていますが、そもそも市教委は5月8日の保護者宛の要請や、その後のオンラインホームルーム実施などを通して、保護者の戸惑いや不安、不満などをどのように受け止めてきたのでしょうか。

また親が仕事を休めないために、パソコン操作をサポートすることができず、子どもがオンラインホームルームを欠席してしまうという例があったと聞いています。オンラインホームルームは自由参加であったようですが、参加したくても叶わなかった子どもや保護者の心情に思いを寄せられたのでしょうか。なぜ

土・日の実施についても検討されなかったのでしょうか。子どもたちや保護者に寄り添う気持ちがあれば、そのような検討があっても良かったのではないのでしょうか。

また市教委は、学校現場に対して、いつ、どのような説明を行ったのでしょうか。

教員向けのオンライン授業の研修等の実施状況も教えてください。

さらに学校現場の声の収集や、現場との事前の相談等がどのように行なわれたのか、またその時の課題等の協議内容についても、教えてください。

次に支援を必要とする子どもについての配慮について、説明を求めます。

支援学級在籍の生徒には、人権施策室からガイドラインが出ているようですが、どのような内容でしょうか。これまでの、普通教室で行う授業では、同じ教室で学んでいた生徒は、どうなるのでしょうか。本人の気持ち、保護者の思いをどのように理解しているのか、も併せてお答えください。また、支援が必要な子どもについては、どのような配慮がなされるのでしょうか。登校して支援員さんが付き添って、オンライン授業を受けるのでしょうか。

次に、環境が整わず、登校にてオンライン授業を受ける生徒について把握できているのでしょうか。把握できている場合は、どのような状況なのかご説明ください。

〈答弁〉

次に、2点目の「中学3年生への前倒し開始のプロセスと課題について」のお尋ねのうち、「どのようなプロセスで決定したのか」についてですが、新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえでの「学びの保障」に関する文部科学省や大阪府教育委員会からの助言通知がそれぞれ5月15日、5月21日に発出されたことから、受験を控える中学3年生の学習機会を早急に確保するため他学年に先駆けて、5月28日からオンライン授業の開始を決定したところです。

子どもや保護者には5月22日付で保護者向け「緊急事態宣言解除後の学校再開に係る対応について」の文書を、学校を通じてメールでお知らせしました。また、各学校においては、5月26日に、オンライン授業の時間割を学校ブログに載せるとともに、2日に1回登校してくる児童生徒に対して直接時間割を配付しています。

保護者からのご相談等については真摯に対応するとともに、必要な説明をさせていただいています。なお、土日のZoom接続テストの実施については、土日勤務の保護者もいることや、コロナ禍での激務により、土日に休息をとりたい保護者もいることが想定されたことから検討していません。

次に、「オンライン授業の研修について」ですが、YouTube授業配信については、手順書並びにサンプル授業動画を作成し、管理職や教員に示すとともに、5月13日に、箕面市教育センターにおいて、全校の管理職や教員に対して「Zoom」の操作方法について研修しています。次に、「学校現場への説明等について」ですが、事前に校長会の役員と中学3年生のオンライン授業の開始時期を確認し、その方向性について共有の上、5月21日と5月25日にテレビ会議による臨時校長経営会議を開催し、5月28日から中学3年生のオンライン授業の開始を説明しましたが、大きな課題等についてのご意見は特にありませんでした。

次に「支援を必要とする子どもへの配慮について」ですが、人権施策室において文部科学省の助言を踏まえたガイドラインを作成し、本人や保護者と十分相談して、家庭でオンライン授業を受けるのが困難な場合には、登校して教員がオンライン授業への参加を支援したり、オンライン授業が難しい場合には授業に変わる個別の課題に取り組むなどの対応を行うこととしています。

次に、「登校してオンライン授業を受ける生徒の状況について」ですが、5月28日に実施したオンライン授業に関して、あらかじめ登校して授業を受けることとしていた生徒5名に加え、機器の不調から急遽登校して受けた生徒2名の合計7名でした。支援が必要な生徒への配慮は先にご答弁させていただいたとおりです。

3点目に、zoomの活用に関して質問します。

市の説明では、zoomの接続方法や使い方は、保護者に伝えた、とのことでしたが、丁寧な、子どもが見て分かるようなマニュアル書を全学年に配布しているのでしょうか。教育センターが作成した「zoomオンラインルームの活用方法」を見

ると、生徒向けと保護者向けに編集されているようですが、市は、オンライン授業を始めるにあたり、小学生、中学生、それぞれの保護者にどのような対処を求めるのでしょうか。

また、授業をちゃんと見ることができなかった生徒は、録画機能を使うなどで、あとで見ることができのでしょうか。

次に、zoom を使うことによるセキュリティ対策について教えてください。

以上、真摯なご答弁をものとめます。

「Zoom の活用方法について」ですが、Zoom 利用方法マニュアルを作成し、全児童生徒、保護者に対して周知しています。また、児童生徒、保護者がZoom の操作方法について分からない場合は、実際に教育委員会職員と児童生徒、保護者がZoom で繋がるかの検証を行うなど、個々の状況に対して、個別に対応しています。

次に、「オンライン授業に参加することができなかった生徒が録画機能を使うなどで、あとで見ることができののかについて」ですが、現在、録画機能を活用する方向で具体的な対応方法を検討中です。

次に、「Zoom を使うことによるセキュリティ対策について」ですが、Zoom は、会議への参加のURL を入手することによって、不正に会議に入ることができることから、生徒へのURL を伝えるブログには、パスワードを設定するなどの対策を講じています。また、Zoom 社においても、最新の暗号化技術を導入するなどのセキュリティ対策への取り組みが進められています。

以上、ご答弁いたします。